

警備業法施行令の一部を改正する政令案要綱

一 書面の交付に代えて情報通信の技術を利用する方法による場合の手續に関する規定を整備する。(第一条関係)

二 登録講習機関の登録の有効期間は、三年とする。(第二条関係)

三 警備業法(以下「法」という。)第二十三条第一項の検定に係る手数料の額を定める。(第三条関係)

四 法に規定する道公安委員会の権限の委任について定める。(第四条関係)

五 附則

(一) この政令は、警備業法の一部を改正する法律(平成十六年法律第五十号)の施行の日から施行することとする。

(二) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令について所要の改正を行う。